

議員提出議案第2号

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和6年3月21日

中野区議会議長 酒井 たくや 殿

提出者	中野区議会議員	森	たかゆき
		市川	しんたろう
		加藤	たくま
		小林	ぜんいち
		杉山	司
		ひやま	隆
		久保	りか
		浦野	さとみ

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「。以下本条において同じ」を削り、「招集に応じ、若しくは委員会若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定に基づき中野区議会会議規則（昭和42年中野区議会規則第1号）に定める議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場に出席するため旅行したとき又は公務のため」を「公務のため中野区の存する区域外を」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前項に定めるもののほか議員が公務のため特別区の存する区域外を旅行したときに支給する第1項の」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

中野区議会議員の費用弁償の支給要件を改めるに当たり、規定を整備する必要がある。